



境界問題でお困りの方は、  
まずお電話ください。

専門家がお手伝いします。

☎ 073-428-0111

和歌山県土地家屋調査士会館内  
境界問題相談センターわかやま

〒640-8144 和歌山市四番丁7番地

TEL : 073-428-0111

FAX : 073-436-8101

<http://chosashi-wakayama.jp/>



裁判によらない話し合いによる  
境界紛争の解決を目指します。



境界問題  
相談一  
ま  
わか  
や  
ま

和歌山弁護士会  
和歌山県土地家屋調査士会

|                               |   |
|-------------------------------|---|
| I 合意調書作成までの費用 (税別)            |   |
| 相<br>談                        | ① 相談申込手数料 (相談者負担) 8,000 円<br>② 相談期日手数料 (相談者負担) 8,000 円  |
| 調<br>停                        | ① 調停申立手数料 (申立人負担) 20,000 円<br>② 調停期日手数料 (2回目以降、双方負担)<br>1回につき 20,000 円<br>第1回期日手数料は無料<br>③ 成立手数料 (双方負担) 200,000 円<br>(負担割合は合意による)<br>※注 簡易調停事件の場合は無料<br>④ その他の費用 (出張旅費、宿泊費) |
| 補<br>助<br>業<br>務              | 資料調査費用 (当事者負担) 30,000 円<br>測量・鑑定費用 (双方負担) 随時見積金額による   |
| II 合意調書作成後の費用 (各自がそれぞれ別途負担する) |   |
| 諸<br>費<br>用                   | 1. 境界標設置費用<br>2. 所有権移転登記費用<br>3. 登録免許税・印紙代<br>4. 合意内容を履行するための諸費用  |

# 手続きの流れ

土地の境界を巡るトラブルが発生したとき  
専門家の知識と経験をご活用ください。

